

教委 3－1

不利益処分の内容	奨学金の貸付けの停止等		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第 9 条第 1 項		
担 当 課	学校保健給食課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
奨学金の貸付けの停止、休止又は取りやめは、規則第 9 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、故意又は悪意の有無及びその程度、同条各号に掲げる事由の程度、反省の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			

教委 3－2

不利益処分の内容	即時返還		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第 13 条第 3 項		
担 当 課	学校保健給食課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
奨学金の即時返還命令は、規則第 13 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、故意又は悪意の有無及びその程度、同条各号に該当することになった理由その他を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	奨学金の打切り		
根拠法令及び条項	鳥取市農業後継者養成奨学金貸付規則第 8 条		
担 当 課	学校保健給食課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
農業後継者養成奨学金の打切りは、規則第 8 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、同条第 1 号から第 3 号までにあつては、当該各号に掲げる事実が生じたときに行うものとし、同条第 4 号又は第 5 号にあつては、これらの規定に該当することとなった理由、経緯、反省の有無、将来性その他を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	奨学金に係る償還金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市農業後継者養成奨学金貸付規則第 9 条		
担 当 課	学校保健給食課	処 分 権 者	教育長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
奨学金に係る償還金の返還義務は、規則第 9 条各号に掲げる事実が発生したときに行うものであるため、処分基準は、設定しない。			